

広島県告示第六百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十年八月四日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅サービス事業を 行う事業所	所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社アーチ	広島市西区山手町七番一―号	訪問介護事業所アーチ	広島市西区山手町七番一―号	訪問介護	平成二〇年七月一日	
サンステップ有 限会社	広島市安佐南区伴東八丁目二番一七号	デイサービスセンターげんき	広島市安佐南区伴東一丁目三四番八号	通所介護	平成二〇年七月一日	
医療法人あすか	広島市安佐南区緑井二丁目二番二五号	高橋内科小児科医院	広島市安佐南区緑井二丁目二番二五号	通所リハビリテーション	平成二〇年七月一日	
社会福祉法人 緑寿会	福山市駅前町新山三五七八―二	ヘルパーステーションリーフ神辺	福山市神辺町大字川北一四八二番地	訪問介護	平成二〇年七月一日	
株式会社企画 さとう	福山市神辺町新徳田五五九番地	デイホーム新徳田	福山市神辺町大字新徳田五五九番地	通所介護	平成二〇年七月一日	
株式会社サンラ イフ	広島市西区商工センター四丁目六番八号	サンライフ黒瀬 デイサービス	東広島市黒瀬町国近五一―番二	通所介護	平成二〇年七月一日	
株式会社健遊 館	愛知県名古屋市中村区寿町二五番地	健遊館安芸高田 デイサービス センター	安芸高田市向原町長田二三三七番地三	通所介護	平成二〇年七月一日	
医療法人好縁 会	広島市西条東広島市西条町寺家七四三二番地の一	ふれあい訪問看護ステーション	安芸郡府中町鶴江二丁目二番六号	訪問看護	平成二〇年七月一日	